

いじめに対する考え方

いじめは、どの児童にもどの学校にも起こりうることという認識に立ち、学校、家庭、地域、その他の関係機関が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題にあたっては、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」は、教育活動の在り方と密接に関わっている。すべての教職員が共通理解の下、いじめの未然防止に取り組んでいく。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法より

2 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

- 学校、学級内で児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合う温かな人間関係を築く。
- 学校・学級内にいじめを許さない雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。
- 児童・教職員の人権尊重の意識を高める。
- 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導を充実させる。
- 児童一人一人の変化に気付く感覚や、児童・保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- いじめを早期に発見し、組織的対応を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を図る。

3 校内体制

- (1) 校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が認める者とする。
- (2) いじめ対策委員会は本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握と対応の検討、児童、保護者へのいじめ防止の啓発に関するこを行う。
- (3) いじめの相談があった場合には、いじめ対策委員会に当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応について協議し、全教職員で解決に当たる。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有できるようにする。
- (4) 校長が最終責任者となり、いじめの解決を確認する。
- (5) 学校評価においては、年度ごとの取組において、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

4 いじめ問題への対策

(1) いじめの未然防止

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行
- いじめに関する校内研修の計画、実施
- いじめに関する授業の実施、児童会活動による取組への支援
- 学校評価による検証と基本方針の見直し
- 安心安全な居場所づくりと心の通い合う絆づくり

ア 日々の授業を通して

①八小スタンダード

- ・楽しく気持ちよく学習を進めるために、名前に「さん」「君」を付けて呼ぶことや、先生や友達に丁寧な言葉遣いをすること、人に迷惑をかけないことなどを指導する。
- ・学級全体が落ち着いて学習できるようにするために、話の仕方や聞き方、姿勢、集団行動などの学習規律を守らせる。

②楽しい授業・わかる授業づくり

- ・一人一人の児童の学習の定着度や課題の把握に努め、基礎的・基本的内容の習得を図る。
- ・算数科では、習熟度別少人数指導の充実を図る。
- ・グループ学習や協働的な活動を工夫し、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを進め、学習活動での達成感・成就感・自己有用感を味わわせる。
- ・昨年度までの校内研究の成果を生かし、E S Dを全校で推進し、多様性や公平性などの価値観や課題解決のための能力・態度を育成する。

イ 道徳の授業を通して

- ①思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切にする心を育む。
- ②児童の自尊感情や自己肯定感、自己有用感を高める。
- ③道徳科の教材を通し、相手の心情をよく考え、自己の言動を振り返るようにさせる。
- ④いじめの構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
- ⑤すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重や思いやりの心などを育てる。

ウ 特別活動の取組を通して

①全教育活動を通して

- ・望ましい人間関係を築く
よりよい集団活動を通して学校・学級への所属感を高め、児童の自治的な能力や自主的な態度を育てる。
- ・学級の支持的風土を育む（安心・安全な居場所づくり）
学級全員で自分たちの学級集団としての目標を決めさせ、個々の違いや特性を認めながら、全員で協力したり、課題を話し合ったりする活動を意図的・計画的に実施する。

②学級活動を通して

- ・学級会の充実

学級の諸問題について話し合って解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てる。

また、違いや多様性を越えて、合意形成できる調整力を育てる。

・係活動の充実

児童の力で学級生活を豊かにするために、自分たちで話し合って係の組織をつくり、全員でいくつかの係に分かれて自主的に活動を行うなどによって自己有用感や協力・信頼に基づく友情を大切にする意識を高める。

③児童会活動を通して

・委員会活動の充実

自ら楽しく豊かな学校生活をつくりたいという課題意識をもって、自分たちで問題を見付けたり話し合ったりして解決できる力を育てる。

・なかよし班活動の充実

異学年児童で構成された、縦割りの「なかよし班」の活動を通し、高学年ではリーダーシップや思いやりの心を養い、低学年は上級生をよいロールモデルとして見るような関係をつくる。

④クラブ活動を通して

共通の趣味・関心をもつ児童により、どの学年のメンバーも楽しめるように工夫することを通して、豊かな人間性、社会性を育てる。

⑤学校行事を通して

・自主性・協調性の育成

児童の発意、発想を効果的に取り入れることにより、児童の自主性を育む。行事ごとに成就感・達成感を味わわせ、児童の所属感や連帯感を高め、協調性の育成につなげる。

・体験活動の充実

公共の精神を養い、集団活動を行うのに必要な、生きて働く知恵や技能を身に付けさせる。

・家庭や地域との連携

多くの地域の方々や保護者の参加を得られるように工夫し、児童が生き生きと学習したり生活したりする活動の様子を見てもらう機会を作る。

エ 児童の実態把握を通して

ソーシャルスキルトレーニングを実施したりスクールカウンセラーによる面接を実施したりして、児童の実態を十分把握し、よい人間関係づくりに生かし、よりよい学級経営に努める。

(2) いじめの早期発見 (*いじめ対策委員会を核として対応する。)

- スクールカウンセラーや担任等による児童面談を通した状況把握
- 児童や保護者への生活意識調査やいじめ実態調査の実施
- 年間3回の生活アンケートを実施していじめにかかる情報を収集、分析し、指導方針を見直す
- 情報のファイリングと情報の共有
- 保護者会等を通じた学校の取組の発信と情報の収集・共有

(3) いじめの早期対応 (*いじめ対策委員会を核として対応する)

- 速やかな対応策の検討、実施

- 被害の児童やその保護者へのスクールカウンセラー等を活用したケア
- 加害の児童に対する組織的・継続的な観察・指導
- 周りの児童に対する組織的・継続的な対応・ケア
- 保護者や関係機関との連携

(4) いじめの重大事態への対処 (*いじめ対策委員会を核として対応する)

- 教育委員会への報告と連携
- 被害の児童に対する複数の教員による保護や情報共有の徹底
- 被害の児童への緊急避難措置の検討、実施
- 加害の児童への懲戒や出席停止の検討
- 周りの児童に対する組織的・継続的な対応・ケア
- 警察への相談・通報や教育相談所等との連絡
- いじめ対策緊急保護者会の開催
- 法第28条に基づく調査を実施するため教育委員会が設置する組織との連携・協力

5 保護者との連携について

- 児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談するように伝える。
- 「いじめ問題」の解決には、保護者との連携が大切であることを学校だより等、様々な場面で伝えていく。
- アンケート調査、スクールカウンセラーによる面接等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みなどを把握し、いじめの未然防止に努め、共に解決することで、保護者との信頼関係を深める。

6 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- いじめの事実を確認した場合は、日野市教育委員会に報告を行う、また、重大事態発生時の対応については、法に則して、日野市教育委員会へ報告し、指導・助言を求め、学校だけでは解決が困難な場合は警察（スクールソポーター）や関係機関（教育センター・児童相談所・子ども家庭支援センター・日野市発達支援センター「エール」）などの協力を得て、学校として組織的に動く。
- 地域全体で「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であることから、PTAや学校運営連絡協議会の会合等で、いじめ問題などの健全育成についての話し合いを進める。

平成26年10月1日策定
令和5年1月16日改訂